

申告が必要か確かめましょう～市県民税申告フローチャート～

フローチャートで申告が必要か・不要か確認してください。
Bまたは**C**に該当した人は申告が必要です。

はい → いいえ

スタート

令和7年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？

令和7年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認をしてください。

令和6年1～12月の間に収入はありましたか？

誰かの税法上の扶養になっていますか？

主な収入の種類は何ですか？（下の①②③から選択）

①年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？

年金以外の所得金額
（収入－経費）が20万円を超えますか？

C **B**※

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合は、申告は不要です。

年金収入が148万円以下ですか？
（65歳未満の人は98万円以下）

A **B**

国民健康保険料・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

B **A**

※年金収入が400万円以上の人は、確定申告が必要な場合があります。

②給与収入の人 （パート・アルバイトを含む）

次のいずれかに該当しますか？
 ・2カ所以上から給与がある
 （退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く）
 ・勤務先で年末調整をしていない
 ○上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください。

C **A**

給与以外の所得がありましたか？

給与以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？
（年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する）

C **B**※

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

A **C**

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」は0円ですか？

B **C**

③ ①と②以外の人 （農業・営業・不動産等）

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除よりも大きいですか？

C **B**

●申告についての注意点

- ・確定申告を済ませた人は、市県民税の申告は必要ありません。
- ・収入が遺族年金や障害年金のみの方は、申告不要の場合があります。
- ・**A**に該当する人でも、令和6年中の所得の証明書等が必要な場合は、申告してください。
- ・**B**に該当し、医療費・寄附金など控除の追加で申告する人でも、もともと税額が0円の人は申告が不要の場合があります。
- ・**C**に該当しない人でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告してください。
 - ①青色申告
 - ②住宅借入金等特別控除を適用する申告
 - ③給与収入2,000万円以上の場合

チャート結果

A…確定申告も市県民税申告も不要です。

B…市県民税の申告が必要です。

（控除等の追加により、所得税が還付になる方については、確定申告が必要になる場合があります。）

C…所得税の確定申告が必要です。

